

日本 ERI 株式会社
試験業務約款

evaluation, rating, inspection



日本ERI株式会社

申請者（以下「甲」という。）及び日本 ERI 株式会社（以下「乙」という。）は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。）、同法施行令（平成 12 年政令第 64 号）、同法施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号。以下「施行規則」という。）、並びにこれに基づく命令等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「日本 ERI 株式会社試験業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

（甲の責務）

- 第 1 条 甲は、法及びこれに基づく命令によるほか規程に従い、試験申請書並びに試験業務に必要な試験申請図書を乙に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙の請求があるときは、乙の試験業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 3 甲は、乙が試験業務を行う際に、対象試験業務の遂行上必要な調査又は実験立会等を行うことができるよう協力しなければならない。
 - 4 甲は、規程第 11 条に基づき算定された料金を第 4 条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
 - 5 甲は、乙の試験業務において、試験申請図書に関し乙がなした住宅性能評価基準等への不適合の指摘に対し、速やかに申請図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

（乙の責務）

- 第 2 条 乙は、法及びこれに基づく命令によるほか規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、試験業務を行わなければならない。
- 2 乙は、引受承諾書に定められた試験業務を第 3 条に規定する日（以下「業務期日」という）までに行わなければならない。
 - 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第 3 条 乙の業務期日は、規程第 7 条第 4 項に定める契約締結日から 6 か月を経過する日とする。
- 2 乙は、甲が第 1 条に定める責務を怠った時、その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

（料金の支払期日）

- 第 4 条 甲の支払期日は、規程第 11 条第 1 項に定める請求の日から 1 か月を経過する日とする。
- ただし、甲の要請により乙が認めたときあっては支払期日を変更することができる。
- 2 甲が、第 1 項の料金を支払期日までに支払わない場合には、乙は、証明書を交付しない。

この場合において、乙が当該証明書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(料金の支払方法)

第5条 甲は、規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。

2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(証明書交付前の変更申請)

第6条 甲は、試験の結果の証明書の交付前までに甲の都合により対象試験の計画を変更する場合は、速やかに乙に通知するとともに、変更部分の試験申請図書を乙に提出しなければならない。

2 乙が、第1項の変更を大規模なものと認めた場合にあつては、甲は、当初の試験の申請を取り下げ、別件として改めて乙に試験を申請しなければならない。

3 第2項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があつたものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、第2条に掲げる業務を第3条に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除(申請の取り下げ)の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、規程第11条に掲げる料金を第4条に定める支払期日までに支払わない場合
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
 - 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第9条 乙は、試験を実施することにより、甲の申請に係る業務内容が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

- 2 乙は、試験を実施することにより、甲の申請に係る住宅に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した試験申請図書に虚偽があることその他の事由により、適切な試験業務を行うことができなかつた場合は、当該試験業務の結果に責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
 - (1) 公的な機関から登録を求められた場合
 - (2) 紛争処理機関等から開示を求められた場合
 - (3) 既に公知の情報である場合
 - (4) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

(別途協議)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

制定：平成13年1月4日

施行：平成13年1月4日

改訂：平成18年3月1日

改訂：平成22年6月1日

改訂：平成25年9月1日